

○国土交通省令第 号

下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第五条第五項、第七条の四第二項（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項及び第三項、第二十条第三項、第二十三条の二（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）、第二十五条の二十四第五項、第三十一条の二第七項（同条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第四十条第一項、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第四項及び第三十九条の八、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第五条の九第七号並びに第五条の十二第一項第三号及び第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令
（下水道法施行規則の一部改正）

第一条 下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(流域別下水道整備総合計画の記載方法等) 第一条 下水道法(以下「法」という。)第二条の四第一項に規定する流域別下水道整備総合計画は、同条第二項(同条第十三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を別記様式第一の計画書により明らかにしたものでなければならない。 (流域別下水道整備総合計画の作成方法) 第一条の二 法第二条の四第二項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。 一 法第二条の四第三項第一号から第五号までに掲げる事項を勘案し、公共用水域の水質の保全に資するための下水道の整備の適切な指針となるよう、同条第二項第一号に掲げる事項を定めること。 二 法第二条の四第三項第一号から第四号までに掲げる事項を勘案し、当該地域において削減されるべき汚濁負荷量を科学的な方法を用いて算出するとともに、そのうち下水道の整備により削減されるべきものに基つき同条第二項第二号に掲げる事項として計画処理人口、計画下水量その他必要な事項を定めること。 三 法第二条の四第三項第一号に掲げる事項及び下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に定められた水質環境基準の確保の状況その他の同項第五号に掲げる事項を勘案し、同条第二項第二号に掲げる事項に対応して同条第二項第三号に掲げる事項を定めること。 四 法第二条の四第三項第六号に掲げる事項を勘案し、下水道の計画的かつ効率的な整備を通じ、水質環境基準が定められた公共の水域又は海域の環境上の条件を当該水質環境基準に最も有効に達せしめるよう、同条第二項第四号に掲げる事項を定めること。 五 法第二条の四第二項第二号の区域に係る下水道の終末処理場から	(流域別下水道整備総合計画の記載方法等) 第一条 下水道法(以下「法」という。)第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画は、同条第二項(同条第十二項において準用する場合を含む。)に規定する事項を別記様式第一の計画書により明らかにしたものでなければならない。 (流域別下水道整備総合計画の作成方法) 第一条の二 法第二条の二第二項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。 一 法第二条の二第三項第一号から第五号までに掲げる事項を勘案し、公共用水域の水質の保全に資するための下水道の整備の適切な指針となるよう、同条第二項第一号に掲げる事項を定めること。 二 法第二条の二第三項第一号から第四号までに掲げる事項を勘案し、当該地域において削減されるべき汚濁負荷量を科学的な方法を用いて算出するとともに、そのうち下水道の整備により削減されるべきものに基つき同条第二項第二号に掲げる事項として計画処理人口、計画下水量その他必要な事項を定めること。 三 法第二条の二第三項第一号に掲げる事項及び下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に定められた水質環境基準の確保の状況その他の同項第五号に掲げる事項を勘案し、同条第二項第二号に掲げる事項に対応して同条第二項第三号に掲げる事項を定めること。 四 法第二条の二第三項第六号に掲げる事項を勘案し、下水道の計画的かつ効率的な整備を通じ、水質環境基準が定められた公共の水域又は海域の環境上の条件を当該水質環境基準に最も有効に達せしめるよう、同条第二項第四号に掲げる事項を定めること。 五 法第二条の二第二項第二号の区域に係る下水道の終末処理場から

放流される下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ごとの削減の状況その他の同条第三項第五号に掲げる事項を勘案し、同条第二項第五号に掲げる事項を定めること。

(他の地方公共団体の削減目標量の一部に相当するものとして削減する旨の申出)

第一条の三 高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、法第二条の第四項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該他の地方公共団体が法第二条の第四項の規定による申出に同意する旨を記載した文書

(流域別下水道整備総合計画の届出)

第二条 都府県は、法第二条の四第十一項(同条第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、届出書に流域別下水道整備総合計画を記載した書類(流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)並びに流域別下水道整備総合計画を明らかにするために必要なものとして次に掲げる事項(流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類及び予定処理区(流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができるとされている地域をいう。)を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 九 (略)

2 都府県は、法第二条の四第十一項の規定により同条第五項に規定す

放流される下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ごとの削減の状況その他の同条第三項第五号に掲げる事項を勘案し、同条第二項第五号に掲げる事項を定めること。

(他の地方公共団体の削減目標量の一部に相当するものとして削減する旨の申出)

第一条の三 高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、法第二条の二第四項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該他の地方公共団体が法第二条の二第四項の規定による申出に同意する旨を記載した文書

(流域別下水道整備総合計画の届出)

第二条 都府県は、法第二条の二第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、届出書に流域別下水道整備総合計画を記載した書類(流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)並びに流域別下水道整備総合計画を明らかにするために必要なものとして次に掲げる事項(流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類及び予定処理区(流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができるとされている地域をいう。)を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 九 (略)

2 都府県は、法第二条の二第十項の規定により同条第五項に規定する

る事項が記載された流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一・二 （略）

（公共下水道に係る事業計画の届出）

第二条の二 都道府県である公共下水道管理者は、法第四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（公共下水道に係る事業計画の記載方法等）

第四条 法第五条第一項に規定する事業計画は、流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るものにあつては別記様式第二の、流域関連公共下水道に係るものにあつては別記様式第三の事業計画書並びに次の各号に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

一 （略）

二 法第五条第三項に規定する計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深を示した図（第十八条第二号において「計画降雨浸水防止区域図」という。）

三〇六 （略）

（特定重要排水施設）

第四条の四 令第五条の九第七号に規定する公共下水道又は流域下水道の管理上特に重要な排水施設で国土交通省令で定めるものは、内径が二メートル以上の排水施設その他のその損傷によつて人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものとして国土交通大臣が定める排水施設とする。

事項が記載された流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一・二 （略）

（公共下水道に係る事業計画の届出）

第二条の二 都道府県である公共下水道管理者は、法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（公共下水道に係る事業計画の記載方法等）

第四条 法第五条第一項に規定する事業計画は、流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るものにあつては別記様式第二の、流域関連公共下水道に係るものにあつては別記様式第三の事業計画書並びに次の各号に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

一 （略）

二 法第五条第二項に規定する計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深を示した図（第十八条第二号において「計画降雨浸水防止区域図」という。）

三〇六 （略）

（新設）

(操作規則)

第四条の五 (略)

(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)

第四条の六 令第五条の十二第一項第三号に規定する特に重点的に点検すべき排水施設で国土交通省令で定めるものは、次に掲げる排水施設とする。

一 特定重要排水施設(令第五条の九第七号に規定する特定重要排水施設をいう。以下同じ。)

二 特定重要排水施設以外の排水施設(次に掲げる箇所及びその周辺に限る。)であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの(腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。)

イ 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所、下水の流路の高低差が著しい箇所その他下水が攪拌^{かくはん}されやすい箇所

ロ 伏越室^{ふせこし}の壁、圧送管の吐出し先、下水が貯留又は汚泥が堆積しやすい箇所、腐食の原因となる物質を多量に含む下水が排出される箇所、海水が浸入する箇所その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所

2 令第五条の十二第一項第三号の規定による同項第二号の点検は、次の各号に掲げる排水施設の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 特定重要排水施設 損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握するための複数の方法を用いて行うことを基本とし、次のイからニまでに掲げる箇所にあつては、それぞれイからニまでに掲げる頻度で行うこと。

(操作規則)

第四条の四 (略)

(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)

第四条の五 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠^{あんきょ}である構造の部分に有する排水施設(次に掲げる箇所及びその周辺に限る。)であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの(腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。)とする。

一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所

二 伏越室^{ふせこし}の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所

(新設)

イ コンクリートその他腐食しやすい材料で造られている箇所（腐食を防止する措置が講ぜられているものを除き、前項第二号イ又はロに掲げる箇所及びその周辺に限る。） 五年に一回以上
ロ 管渠とマンホールが接続する箇所（可撓継手又は伸縮継手の設置その他の損傷防止措置が講ぜられているものを除く。） 五年に一回以上

ハ 周辺の地盤が砂質土又はこれに類する土質であつて、直近の点検において当該地盤との間に空洞を生じさせるおそれのある異状があることを把握した箇所（地盤の改良その他の有効な損傷の防止又は軽減の措置が講ぜられているものを除く。） 五年に一回以上

ニ イからハまでのいずれにも該当しない箇所 十年に一回以上
二 前項第二号に掲げる排水施設 五年に一回以上の頻度で行うこと。

3|| 令第五条の十二第一項第三号の規定による同項第二号の点検は、次に掲げる箇所については、前項の規定にかかわらず、三年に一回以上の頻度で行うものとする。

一 前項第一号イに掲げる箇所であつて、排水施設の内部の硫化水素濃度が著しく高い箇所

二 前項第一号イからハまでのいずれにも該当する箇所

4|| 令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道等の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一|| 令第五条の十二第一項第二号の点検又は同項第四号の安全性の評価は、点検又は安全性の評価を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこと。

二|| 令第五条の十二第一項第二号の点検は、令第十八条第三号に規定する樋門又は樋管（第四号において「樋門等」という。）にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

三|| 令第五条の十二第一項第二号の点検及び同項第四号の安全性の評

（新設）

2|| 令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

（新設）

一|| 令第五条の十二第一項第二号の点検は、令第十八条第三号に規定する樋門又は樋管（次号において「樋門等」という。）にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

（新設）

価（いずれも第一項に規定する排水施設に係るものに限る。）を行
った場合には、次に掲げる事項（二に掲げる事項にあつては、令第
五条の十二第一項第四号の規定による措置を講じた場合に限る。）
を記録し、これを当該排水施設を改築するまでの期間保存すること
。

イ 点検及び安全性の評価を行った年月日

ロ 点検及び安全性の評価を行った者の氏名

ハ 点検及び安全性の評価の結果

ニ 安全性の評価の結果に応じて講じた措置の内容

四 令第五条の十二第一項第二号の点検（樋門等に係るものに限る。）

）を行つた場合は、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行
うまでの期間保存すること。

イ 点検を行つた年月日

ロ 点検を行つた者の氏名

ハ 点検の結果（樋門等の作動状況の確認の結果を含む。）

（公共下水道又は流域下水道の管理に係る収支の見通しの作成及び公
表）

第四条の七 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、法第七条の四

第二項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の収支
の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（次項において「算
定期間」という。）を定めて、その公共下水道又は流域下水道の管理
に係る長期的な収支を試算するものとする。

2 前項の試算は、算定期間における使用料収入を適切に予測するとと
もに、公共下水道又は流域下水道の施設の損傷、腐食その他の劣化の
状況を適切に把握又は予測した上で公共下水道又は流域下水道の改築
の需要を算出するものとする。

3 前項の需要の算出に当たつては、公共下水道又は流域下水道の施設

二 令第五条の十二第一項第二号の規定による点検（前項に規定する
排水施設又は樋門等に係るものに限る。）を行つた場合には、次に
掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存するこ
と。

イ 点検の年月日

ロ 点検を実施した者の氏名

ハ 点検の結果（樋門等に係る点検については、その作動状況の確
認の結果を含む。）

（新設）

の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における下水の排除及び処理能力を考慮するものとする。

4 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

(排水区域の廃止予定の公示事項)

第五条の二 法第九条の二第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 廃止しようとする排水施設の位置
- 二 廃止しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

(公共下水道による下水の排除に代わる措置)

第五条の三 法第九条の二第三項に規定する国土交通省令で定める措置は、雨水の排除に必要な側溝の設置その他の公共下水道による下水の排除と同等程度に当該公共下水道を使用する者の土地の下水を排除することができる措置とする。

第十一条 削除

(使用料に関する技術的細目)

第十六条の二 法第二十条第三項に規定する国土交通省令で定める技術的細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものと

(新設)

(新設)

(受理書)

第十一条 公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。

）の管理者は、法第十二条の三第一項又は法第十二条の四の規定による届出を受理したときは、別記様式第九による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(新設)

する。

一 使用料が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費（改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額をいう。）との合算額

ハ 営業収益の額から使用料収入を控除した額

二 第四条の七第一項の試算を行った場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、使用料が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、使用料が、おおむね三年を通じ公共下水道の管理に係る収支の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 使用料が、公共下水道の使用相互の間の負担の公平性及び公共下水道の基盤の強化の必要性を勘案して設定されたものであること。

（施設の工事及び維持管理の状況に関する情報に係る公表すべき事項

）
第十七条の二 法第二十三条の二（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 第四条の六第一項に規定する排水施設の位置

二 第四条の六第一項に規定する排水施設について令第五条の十二第一項第四号の安全性の評価（以下この項において「安全性の評価」という。）を行った年月日

三 安全性の評価の結果

四 令第五条の十二第一項第四号の規定により安全性の評価の結果に応じて改築、修繕その他の必要な措置を講ずる場合におけるその内容

(施設の工事及び維持管理の状況に関する情報に係る公表の方法)

第十七条の三 法第二十三条の二(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。)の規定による公共下水道又は流域下水道の施設の工事及び維持管理の状況に関する情報の公表(次項において「情報の公表」という。)は、当該施設の安全性の評価を行った日の属する年度の翌年度の末日までに、国土交通大臣の定める方法により行うものとする。ただし、当該施設の安全性の評価において緊急に改築等の措置を講ずべき施設として国土交通大臣が定める施設に該当するとされたものについては、当該安全性の評価を行った後速やかに公表するものとする。

2 情報の公表は、当該公表に係る施設の情報の公表を新たに行うまでの間、継続して行うものとする。

第十七条の四(第十七条の十四)(略)

(流域下水道に係る事業計画の届出)

第十七条の十五 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(広域連携推進計画の作成の要請)

第二十条の二 下水道管理者の間の連携等を推進しようとする二以上の

(新設)

第十七条の二(第十七条の十二)(略)

(流域下水道に係る事業計画の届出)

第十七条の十三 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、法第三十一条の二第七項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県に対し同条第一項に規定する広域連携推進計画（以下この条において「広域連携推進計画」という。）を定めることを要請する場合においては、法第二条の二第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請に係る広域連携推進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

（権限の委任）

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第八号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第二条の四第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により流域別下水道整備総合計画の届出を受理し、及び同条第十二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。）。

二 法第四条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画について協議し、及び同条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

三 法第四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、及び同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること。

四 法第二十五条の二十三第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項

（権限の委任）

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第二条の第二十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により流域別下水道整備総合計画の届出を受理し、及び同条第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。）。

二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画について協議し、及び同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

三 法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、及び同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること。

四 法第二十五条の二十三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項

(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五 法第二十五条の二十三第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理し、及び同条第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。

六 法第三十一条の第二十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定により広域連携推進計画の報告を受理すること(二以上の地方整備局の管轄区域にわたる広域連携推進計画に係る場合を除く。)

七・八 (略)

様式第二 (第四条関係)

(表紙)

(略)

(第1表)

(略)

(第2表)

(略)

(第3表)

(略)

(第4表)

(略)

(第5表)

(略)

(第6表)

(略)

(第7表)

(略)

(第8表)

(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五 法第二十五条の二十三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理し、及び同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。

(新設)

六・七 (略)

様式第二 (第四条関係)

(表紙)

(略)

(第1表)

(略)

(第2表)

(略)

(第3表)

(略)

(第4表)

(略)

(第5表)

(略)

(第6表)

(略)

(第7表)

(略)

(新設)

道路管理者の協力が必要な事項	様式第三（第四条関係） (表紙) (略) (第1表) (略) (第2表) (略) (第3表) (略) (第4表) (略) (第5表) (略) (第6表) (略) (第7表) (略) <u>(第8表)</u> 道路管理者の協力が必要な事項
	様式第三（第四条関係） (表紙) (略) (第1表) (略) (第2表) (略) (第3表) (略) (第4表) (略) (第5表) (略) (第6表) (略) (第7表) (略) (新設)

様式第九 削除

様式第九（第十一条関係）

受 理 書

第 号
年 月 日

殿

公共下水道管理者（流域下水道管理者） 印
年 月 日次の届出書を受理しました。

届出の根拠	
届出の内容	
届出に係る特定施設の種類の種類	

備考

- 1 「届出の根拠」の欄は、「下水道法第12条の3第1項」又は「下水道法第12条の4」と記載すること。
- 2 「届出の内容」の欄は、「特定施設の設置」又は「特定施設の構造等の変更」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十六（第十八条関係）

（表紙）

（略）

（第1表）

（略）

（第2表）

（略）

（第3表）

（略）

（第4表）

様式第十六（第十八条関係）

（表紙）

（略）

（第1表）

（略）

（第2表）

（略）

（第3表）

（略）

（第4表）

(略)
(第5表)
(略)
(第6表)
(略)
(第7表)
(略)
(第8表)
(略)

(第9表)

道路管理者の協力が必要な事項

附 則

(権限の委任に関する特例)

2

法第二條の四第一項の規定により流域別下水道整備総合計画を定めることとされている公共の水域又は海域（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域に限る。）の全部又は一部について流域別下水道整備総合計画が定められていない場合において、当該流域別下水道整備総合計画が定められていない地域における下水道についての第二十三條の規定の適用については、当該流域別下水道整備総合計画が定められるまでの間、同条各号列記以外の部分中「第二号から第八号までに」とあるのは、「第六号から八号までに」とする。

(略)
(第5表)
(略)
(第6表)
(略)
(第7表)
(略)
(第8表)
(略)

(新設)

附 則

(権限の委任に関する特例)

2

法第二條の二第一項の規定により流域別下水道整備総合計画を定めることとされている公共の水域又は海域（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域に限る。）の全部又は一部について流域別下水道整備総合計画が定められていない場合において、当該流域別下水道整備総合計画が定められていない地域における下水道についての第二十三條の規定の適用については、当該流域別下水道整備総合計画が定められるまでの間、同条各号列記以外の部分中「第二号から第七号までに」とあるのは、「第六号及び第七号に」とする。

（道路法施行規則の一部改正）

第二条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。

）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(占用に関する工事の完了の届出) <u>第四条の三の二</u> 法第三十二条第四項の規定による届出は、別記様式第五の一の二による届出書を提出して行うものとする。 (電線等の名称等の明示) <u>第四条の三の三</u> (略) (占用物件の維持管理に関する基準) 第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 道路占有者が、次のイ又はロに掲げる占有物件の区分に応じ、当該イ又はロに定める維持管理を行うこと。 イ 法第三十二条第二項第八号に規定する工作物、物件又は施設 法第三十二条第一項又は第三項の許可に係る同条第二項の申請書に記載した同項第八号に掲げる事項に従って当該許可に係る占有物件の維持管理を行うこと。 ロ イに掲げるもの以外のもの 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。 二 (略) 三 前号イに掲げる占有物件にあつては、道路占有者が、占有物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等(法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。))が組織されている場合にあつては、当該協議会等を含む。以下この号において同じ。)が必要と認めるものについて、当	(新設) (電線等の名称等の明示) <u>第四条の三の二</u> (略) (占用物件の維持管理に関する基準) 第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。 二 (略) 三 前号イに掲げる占有物件にあつては、道路占有者が、当該占有物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等(法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。))が組織されている場合にあつては、当該協議会等を含む。以下この号において同じ。)が必要と認めるものについて、当該占

該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。

用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。

様式第五（第四条の三関係）

様式第五（第四条の三関係）

(用紙 A4)

許可申請書

道路占用協議書

(道路管理者)殿

〒

年

月

日

住所氏名

担当者

〒 E.L. E-mail

第32条の規定により許可を申請します。

道路法第35条

占居の目的	路線名			車道・歩道・その他				
占居の場所								
占用物件	名	称	規	模	数	量		
占居の期間	年	月	日から	年	月	日まで	占用物件の構造	
工事の期間	年	月	日から	年	月	日まで	工事実施の方法	
道路の復旧方法							占用物件の維持管理に関する事項	
添付書類								
備考								

記載要領

1 「許可申請協議」及び「許可を申請すること」

2 「新設」「変更」「更新」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書

様式第五（第四条の三関係）

様式第五（第四条の三関係）

(用紙 A4)

許可申請書

道路占用協議書

(道路管理者)殿

〒

年

月

日

住所氏名

担当者

〒 E.L. E-mail

第32条の規定により許可を申請します。

道路法第35条

占居の目的	路線名			車道・歩道・その他				
占居の場所								
占用物件	名	称	規	模	数	量		
占居の期間	年	月	日から	年	月	日まで	占用物件の構造	
工事の期間	年	月	日から	年	月	日まで	工事実施の方法	
道路の復旧方法							添付書類	
備考								

記載要領

1 「許可申請協議」及び「許可を申請すること」

2 「新設」「変更」「更新」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書

- 又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 5 「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

- 又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 5 「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

- 又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

- 又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

様式第五の一の二（第四条の三の二関係）
道路占用工事完了届出書

（用紙 A4）

（道路管理者） 殿

〒
住 所 名
氏 租 当 者
T E L
E - m a i l

年 月 日

道路法第22条第4項の規定により届け出ます。

許可日及び許可番号		年 月 日付け	号
工 事 場 所	路 線 名		
	場 所		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 名			
工事着手年月日	年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		
添 付 図 面			
添 付 書 類			
備 考			

（記載要領）

1 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。また、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

2 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

3 「添付図面」の欄には、本届出に添付した道路の占用に関する工事の完了時における工作物、物件又は施設の状況を示す図面（竣工図）その他の必要な図面の名称を記載すること。

4 「添付書類」の欄には、3のほか添付した書類がある場合に、その書類名を記載すること。なお、必要に応じて、本届出に写真、縦横断測量その他の資料を添付すること。

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(広域的地域活性化基盤整備計画が適合すべき拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画) 第六条 法第五条第四項の国土交通省令で定める拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。 一・二 (略) 三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条の四第一項に規定する流域別下水道整備総合計画並びに同法第四条第一項及び第二十五条の二十三第一項の事業計画 四・五 (略)	(広域的地域活性化基盤整備計画が適合すべき拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画) 第六条 法第五条第四項の国土交通省令で定める拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。 一・二 (略) 三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画並びに同法第四条第一項及び第二十五条の二十三第一項の事業計画 四・五 (略)

（地方整備局組織規則の一部改正）

第四条 地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(河川部の所掌事務) 第八条 河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十九 (略) 四十 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条の四第一項に規定する流域別下水道整備総合計画の届出の受理及び同法第三十一条の二第一項に規定する広域連携推進計画の報告の受理に関すること。 四十一 四十三 (略) 二・三 (略) (地域河川課の所掌事務) 第九十条 地域河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十 (略) 十一 下水道法第二条の四第一項に規定する流域別下水道整備総合計画の届出の受理及び同法第三十一条の二第一項に規定する広域連携推進計画の報告の受理に関すること。 十二 (略)
改正前	(河川部の所掌事務) 第八条 河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十九 (略) 四十 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画の届出の受理に関すること。 四十一 四十三 (略) 二・三 (略) (地域河川課の所掌事務) 第九十条 地域河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十 (略) 十一 下水道法第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画の届出の受理に関すること。 十二 (略)

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第五条 北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。
。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
(建設部の所掌事務) 第三条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇三三十五 (略) 三十五の二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第三十一条の二第一項に規定する広域連携推進計画の報告の受理に關すること。 三十六〇五十五 (略) (地方整備課の所掌事務) 第五十三條 地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇三十一 (略) 十一の二 下水道法第三十一条の二第一項に規定する広域連携推進計画の報告の受理に關すること。 十二〇十七 (略)	(建設部の所掌事務) 第三条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇三三十五 (略) (新設) 三十六〇五十五 (略) (地方整備課の所掌事務) 第五十三條 地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇三十一 (略) (新設) 十二〇十七 (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、下水道法等の一部を改正する法律の施行の日（令和九年一月十二日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。